

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使

等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一六号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の違法操業の実態等に鑑み、外国人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、外国人漁業の規制に関する法律の一部改正

1 本邦の水域における外国人による漁業等の禁止に係る違反に関する罰則の強化

本邦の水域における外国人による漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為及び探査の禁止に係る違反に関する罰金の額の上限を、四百万円から三千万円に引き上げることとする。

2 立入検査の拒否等に関する罰則等

漁業監督官又は漁業監督吏員による検査に関する規定を漁業法とは別に設けることとし、その拒否等に関し、漁業法における罰則(六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金)より重い罰則(六月以下の懲

役又は三百万円以下の罰金）を設けることとする。

## 二、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正

1 我が国の排他的経済水域における外国人による漁業等の禁止又は許可に係る違反に関する罰則の強化  
我が国の排他的経済水域における外国人による漁業及び水産動植物の採捕の禁止又は許可に係る違反に関する罰金の額の上限を、千万円から三千万円に引き上げることとする。

## 2 立入検査の拒否等に関する罰則等

漁業監督官による検査に関する規定を漁業法とは別に定めることとし、その拒否等に関し、漁業法における罰則より重い罰則（三百万円以下の罰金）を設けることとする。

## 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとする。